

(3) 特定健康診査等

ア 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。また、これに併せて、保健事業に関する規定を削除すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第二十條等關係）

イ 保険者は、加入者が、労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする。 （高齢者の医療の確保に関する法律第二十一條第一項關係）

ウ 保険者は、特定健康診査を行ったときは、特定健康診査に関する記録を保存しなければならないこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第二十二條關係）

エ 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、特定保健指導を行うこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第二十四條關係）

オ 保険者は、前期高齢者である加入者に対して特定健康診査等を実施するにあたっては、前期高齢者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法に規定する地域支援事業を実施する市町村との適切

な連携を図るよう留意するとともに、当該特定健康診査等が効率的に実施されるよう努めるものとする。こと。（高齢者の医療の確保に関する法律第二十九条関係）

四 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

1 各保険者の加入者数に占める前期高齢者数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、保険者に対して、前期高齢者交付金を交付すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項関係）

2 前期高齢者交付金は、保険者から徴収する前期高齢者納付金をもって充てること。（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第二項関係）

3 その他前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整を行うため、概算前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び確定前期高齢者納付金の額の算定方法及びその決定手続等所要の規定を設けること。（高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条から第四十六条まで関係）

五 後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うこと。（高齢者の医療

の確保に関する法律第四十七条関係)

2 市町村は、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。市町村は、平成十八年度の末日までに、広域連合を設けるものとする。 （高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条及び附則第三十六条関係）

3 被保険者

次の者は、後期高齢者医療の被保険者とすること。 （高齢者の医療の確保に関する法律第五十条関係）

- (1) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者
- (2) 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受けたもの

4 給付

- (1) 後期高齢者医療広域連合は、療養の給付、入院時食事療養費の支給及び入院時生活療養費の支給

等を行うこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条、第七十四条から第七十八条まで及び第八十二条から第八十六条まで関係）

(2) 療養の給付に係る一部負担金の割合について、一割とすること。ただし、一定以上の所得を有する者は、三割とすること。（高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項関係）

(3) 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。（高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項関係）

(4) その他給付に関して必要な規定を設けること。

5 費用

(1) 国等の負担

ア 国は、後期高齢者医療の給付等に要する費用の額から一定以上の所得を有する者に係る給付等に要する費用の額（「特定費用の額」という。）を控除した額（以下「負担対象額」という。）の十二分の三に相当する額を負担すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第九十三条第一

項関係)

イ 国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して調整交付金を交付することとし、その総額は負担対象額の見込み額の十二分の一に相当する額とすること（高齢者の医療の確保に関する法律第九十五条関係）

ウ 都道府県は、負担対象額の十二分の一に相当する額を負担すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第九十六条第一項関係）

エ 市町村は、負担対象額の十二分の一に相当する額を負担すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第九十八条関係）

オ 国は、後期高齢者医療の財政に与える影響が著しい額以上の高額な医療に関する給付に要する費用のうち後期高齢者の保険料等で負担する額（以下「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第九十三条第二項関係）

カ 都道府県は、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第九十六条第二項関係）

キ 市町村は、一般会計から、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところにより所得の少ない者について保険料を減額した額及び健康保険法等の規定による被扶養者であつた者について保険料を減額した額（二年間に限る。）について、市町村の特別会計に繰り入れることとし、都道府県は、繰入金の四分の三に相当する額を負担すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十九条関係）

(2) 後期高齢者交付金

ア 後期高齢者医療の負担対象額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除した率を乗じた率並びに特定費用の額に一から後期高齢者負担率を控除した率を乗じた額の合計額（「保険納付対象額」という。）については、後期高齢者交付金を充てること。（高齢者の医療の確保に関する法律第百条第一項関係）

イ 平成二十年度及び平成二十一年度の後期高齢者負担率は百分の十とすること。（高齢者の医療の確保に関する法律第百条第二項関係）

ウ 平成二十二年度以降の後期高齢者負担率は、百分の十に、①に掲げる率に②に掲げる率を乗じ

た得た率の二分の一に相当する率を加えて得た率を基礎として、二年ごとに改定すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第百条第三項関係）

① 平成二十年度における保険納付対象額を療養の給付等に要する費用の額で除した率

② 平成二十年度におけるすべての保険者の加入者総数から改定年度のすべての保険者の加入者総数を控除して得た数を、平成二十年度におけるすべての保険者の加入者総数で除して得た率

(3) 保険料

ア 保険料は、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めること。ただし、離島その他の地域については、別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めることができること。（高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第二項関係）

イ 保険料率は、療養の給付等に要する費用の予想額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものであること。（高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第三項関係）

ウ 市町村による保険料の徴収は、特別徴収（老齢等年金給付の支払いをする年金保険者に保険料

を徴収させ、納付させることをいう。）の方法によるほか、普通徴収の方法によること。（高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条関係）

(4) 財政安定化基金

都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に充てるため、財政安定化基金を設けること。（高齢者の医療の確保に関する法律第一百十六条第一項関係）

(5) 保険者の後期高齢者支援金等

ア 支払基金は、年度ごとに保険者から後期高齢者支援金等を徴収すること。保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負うこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第一百八条関係）

イ 後期高齢者支援金の額は、保険納付対象額を加入者総数で除した額に保険者ごとの加入者数を乗じた額に後期高齢者支援金調整率を乗じた額とすること。（高齢者の医療の確保に関する法律

第二百二十条第一項等関係）

ウ 後期高齢者支援金調整率は、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標の達成状況等を勘案して百分の九十から百分の百十の範囲内で政令で定めるところにより算定すること。（高齢者

の医療の確保に関する法律第二百二十条第二項等関係)

6 その他

(1) 都道府県は政令で定める日までの間、病床転換助成事業を行うこと。(高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条から第十条まで関係)

(2) 平成二十年度から二十四年度までの間の後期高齢者支援金調整率は、百分の百とすること。(高齢者の医療の確保に関する法律附則第十五条関係)

第八 国民健康保険法の一部改正(公布の日施行関係)

一 市町村の判断により、保険料の徴収を私人に委託できることとすること。(国民健康保険法第八十条の二関係)

二 保険者を支援するための制度に関する事項

低所得者の数に応じて保険者を財政的に支援するための制度を継続し、平成十八年度から二十一年度までの間行うこと。(国民健康保険法附則第十二項から第十四項まで関係)

三 高額医療費共同事業に関する事項

国民健康保険団体連合会が高額な医療に関する給付の発生による国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、市町村から拠出金を徴収し、市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する高額医療費共同事業を継続し、平成十八年度から二十一年度までの間行うこと。（国民健康保険法附則第十六項等関係）

第九 国民健康保険法の一部改正（平成十八年十月施行関係）

- 一 保険給付に関して、健康保険法と同様の改正を行うこと。（国民健康保険法第三十六条第二項等関係）
- 二 一定以上の所得を有する七十歳以上の者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を三割とすること。（国民健康保険法第四十二条第一項関係）

三 保険財政共同安定化事業に関する事項

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険の財政の安定化を図るため、市町村から拠出金を徴収し、市町村に対して政令で定める額以上の医療に要する費用を市町村が共同で負担することに伴う交付金を

交付する事業を平成十八年度から二十一年度までの間行うこと。（国民健康保険法附則第十六項第一号等関係）

第十 国民健康保険法の一部改正（平成十九年四月施行関係）

一 国民健康保険組合の合併による地区拡張に係る規約の変更を都道府県知事への届出制にすること。（

国民健康保険法第二十七条第二項関係）

二 国民健康保険団体連合会の役員及び職員にも職務上の秘密保持義務を課すること。（国民健康保険法

第二百二十一条関係）

第十一 国民健康保険法の一部改正（平成二十年四月施行関係）

一 被保険者に関する事項

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は国民健康保険の被保険者としないうこと。（
国民健康保険法第六条関係）

二 保険給付に関する事項

1 一部負担金に関する事

六歳に達する日の属する月以後の最初の三月三十一日以前の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を二割とすること。七十歳以上の被保険者（一定以上の所得を有する者を除く。）については二割とすること。（国民健康保険法第四十二条第一項関係）

2 新たに高額介護合算療養費を支給すること。（国民健康保険法第五十七条の三関係）

三 費用の負担に関する事項

1 国の負担に関する事

(1) 国が負担する組合が行う国民健康保険の事務の執行に要する費用に、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を含めること。（国民健康保険法第六十

九条関係）

(2) 国が市町村に対してその一部を負担する費用の対象に、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を含めること。（国民健康保険法第七十条関係）

(3) 国及び都道府県は、市町村に対して、特定健康診査等に要した費用の三分の一に相当する額を負担すること。（国民健康保険法第七十二条の五関係）

(4) 国が国保組合に対して補助できる費用の対象に、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を含めること。（国民健康保険法第七十三条関係）

2 保険料に関すること

(1) 保険料を充てる国民健康保険事業に要する費用に、前期高齢者支援金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を含めること。（国民健康保険法第七十六条関係）

(2) 市町村が行う保険料の徴収については、特別徴収（老齢等年金給付の支払いをする者に保険料を徴収させ、納入させることをいう。）の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならないこと。特別徴収の方法等に関して必要な規定を設けること。（国民健康保険法第七十六条の三等関係）

四 その他

1 平成二十六年までの間に退職被保険者等に該当する者に係る被用者保険等保険者からの拠出金に

関する規定を附則に置くこと。（国民健康保険法附則第六条から第二十一条まで関係）

2 保険者の役職員は、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしてはならないこと。（

国民健康保険法第二百二十条の二関係）

第十二 地方税法の一部改正（平成二十年四月施行関係）

1 国民健康保険税を充てる国民健康保険に要する費用に、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を含めること。（地方税法第七百三条の四等関係）

2 老齢等年金給付の支払を受けている六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則特別徴収の方法によって徴収するものとするほか、特別徴収の方法等に関して必要な規定を設けること。（地方税法第七百六条第二項等関係）

第十三 船員保険法の一部改正（一は平成十八年十月施行、二及び三は平成十九年四月施行、四は平成二十年四月施行関係）

一 保険給付に関して、健康保険法と同様の改正を行うこと。

二 標準報酬及び標準賞与に関して、健康保険法と同様の改正を行うこと。

三 保険給付に関する事項

1 傷病手当金の額を標準報酬日額の三分の二に相当する金額とすること。（船員保険法第三十条第二

項第三号関係）

2 疾病任意継続被保険者に支給していた傷病手当金について疾病任意継続被保険者の資格を取得し一年以内に発した傷病に限定すること。（船員保険法第三十条第三項関係）

3 出産手当金の支給対象から疾病任意継続被保険者を除くこと。（船員保険法第十九条ノ三第四項関係）

4 出産手当金の額を標準報酬日額の三分の二に相当する金額とすること。（船員保険法第三十二条第

二項関係）

5 疾病任意継続被保険者の資格喪失後六月以内に出産した者に支給していた出産手当金を廃止すること。（船員保険法第三十二条ノ四関係）

四 老人保健法の改正に伴う所要の改正を行うこと。

第十四 社会保険医療協議会法の一部改正（一は平成十八年十月施行、二から七までは平成十九年三月施行

関係）

一 中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）の所掌事務に、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準を追加する等の規定の整備を行うこと。（社会保険医療協議会法

第二条関係）

二 中央協議会及び地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）の委員について、保険者、被保険者、事業主等を代表する委員は七名、医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員は七名、公益を代表する委員は六名とすること。（社会保険医療協議会法第三条第一項関係）

三 保険者等を代表する委員並びに医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員の任命についての各関係団体の推薦に係る規定を廃止すること。

四 厚生労働大臣は、保険者等を代表する委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を

適切に代表し得ると認められる者の意見に、医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮すること。（社会保険医療協議会法第三条第四項関係）

五 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の保険者等を代表する委員並びに医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員は、その協議の結果を尊重するものとする。（社会保険医療協議会法第八条第一項関係）

六 中央協議会が、診療報酬等に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が診療報酬等の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。（社会保険医療協議会法第八条第二項関係）

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第十五 介護保険法の一部改正（一、二及び三は平成二十年四月施行、四は平成二十四年四月施行関係）

一 介護保険の利用者負担額及び健康保険等の療養の給付に係る一部負担金等の額（それぞれ高額介護サ

ービス費等又は高額療養費が支給される場合には当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、高額医療合算介護サービス費を支給すること。（介護保険法第五十一条の二等関係）

二 厚生労働大臣は、介護保険法に規定する基本指針を定めるに当たっては、医療に要する費用の適正化及び良質かつ効率的な介護サービスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則に規定する病床の転換が円滑に行われるよう介護保険施設等の入所定員の増加について適切に配慮すること。（介護保険法附則第七条関係）

三 介護療養型医療施設を平成二十四年三月三十一日をもって廃止すること。

第十六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成十八年十月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。

1 第八 公布の日

2 第十四の二から七まで 平成十九年三月一日

3 第三、第十、第十三の二及び三 平成十九年四月一日

4 第四、第七、第十一、第十二、第十三の四、第十五の一、二及び三 平成二十年四月一日

5 第五（四の1及び2を除く。） 平成二十年十月一日

6 第十五の四 平成二十四年四月一日

二 高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。 （附則第二条第二項関係）

三 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。 （附則第二条第三項関係）

四 経過措置

所要の経過措置を設けること。

五 関係法律の整理等

1 国家公務員共済組合その他の共済組合各法につき、健康保険法の改正に準じて、所要の改正を行うこと。

2 健康増進法の一部改正

市町村は、住民に対する生活習慣相談、保健指導及びこれらに付随する業務を実施することに加え、これら以外の健康増進事業の実施に努めるものとする等所要の改正を行うこと。

3 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。